

お知らせ コーナー

飼料・肥料の使用に牛のせき柱を含むことが 禁止されました

飼料・肥料の適正使用に 努めましょう!

新潟県農林水産部畜産課

1 牛のせき柱の分別管理について

牛海綿状脳症（BSE）関係のリスク管理として、牛のせき柱（背骨）の食品等への利用禁止措置が平成16年2月16日から実施されました。

また、「特定部位に相当する対策を講ずることが適当」とする食品安全委員会の評価結果を受け、平成16年5月1日から、飼料または肥料の原料として、牛のせき柱を含むことを禁止する措置が講じられました。

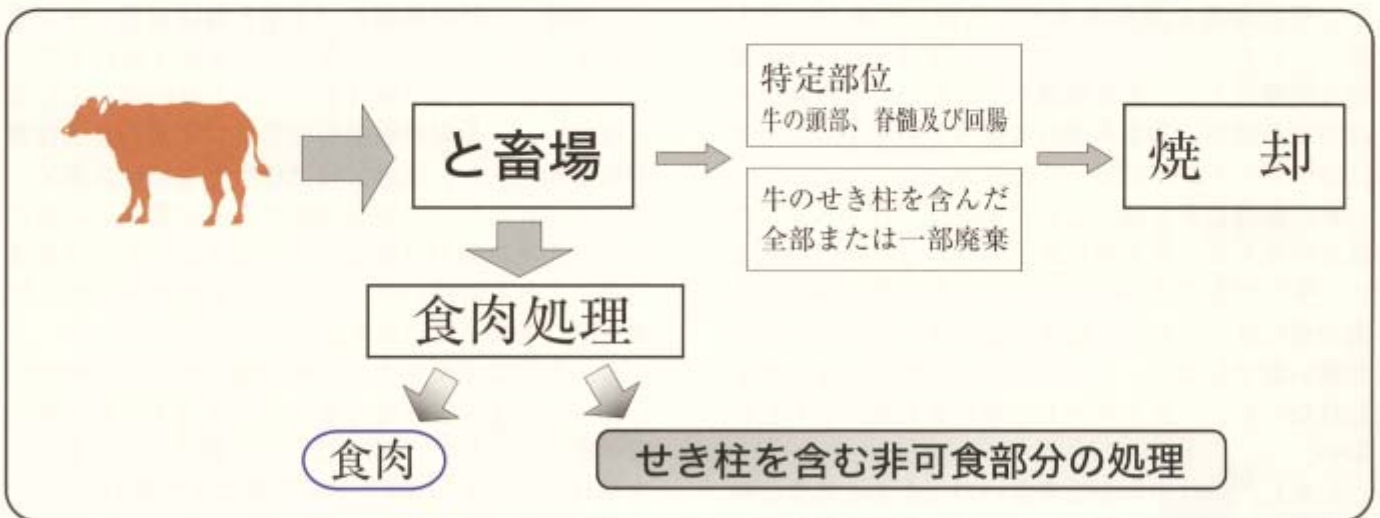
このに伴い、牛のせき柱は「廃棄物」となり、これを排出する事業者（家畜農家、食肉処理業者等）は自らの責任において焼却等で適正に処分する必要があります。

2 牛飼養農家の方へ、飼料及び肥料の使用上の注意点

牛の副産物が油脂や蒸製骨粉等に加工され、飼料や肥料に含まれている場合があります。牛のせき柱が牛の口に入らないよう、次の点に十分注意して下さい。

- 牛などの反すう動物の飼料と、豚・鶏用の飼料や動物由来たんぱく質が入った肥料が混ざらないよう、区分して保管すること。
- 牛などの反すう動物に、豚・鶏用の飼料を与えないこと。
- 動物由来たんぱく質が入った肥料を放牧地等、牛の口に入るおそれのある場所にまかないこと。

なお、牛のせき柱が混入しているおそれのある原料で作った油脂や蒸製骨粉等を含む飼料や肥料は、平成16年7月から使用できなくなりました。



編集後記

本県の梅雨入りは6月7日と気象庁の発表でありましたが、6月中旬過ぎから爽やかな天気が続きとてもすがすがしい毎日であります。高病原性鳥インフルエンザも終息し卵価も上昇基調にあります。例年、この時期は気温の上昇により採卵鶏の食欲減退や食品の衛生面から消費者が鶏卵を敬遠する等の要因で卸値が下落する現象が見られますが、今年は堅調な需要が続いているようです。また、先日の農業新聞の記事では妙高高原町の笹ヶ峰牧場の放牧に関する内容が載っていました。大自然に囲まれた広大な牧場に放牧された約100頭の牛は10月下旬の下放まで素晴らしい自然環境の中で、良質な牧草を食べ、丈夫で健康な牛に成長するのです。家畜の健康な体作りが高品質な畜産物として生まれ変わるためだなどと改めて飼養管理の基本を確認させられた次第です。当協会も国の会計検査院の検査や第54回通常総会も終了し一息ついているところでありますが、本年度も、安全・安心と信頼の確保のために各種関連事業を実施いたしますのでよろしくご依頼致します。

(花田記)